

## 第8回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年11月25日（金） 午後4時00分～
- 2 開催場所 役場1階 101・102会議室
- 3 出席委員 14名
 

会長	1番	甲斐梅男	農業委員	3番	藤木洋子
農業委員	4番	松本さとみ	農業委員	5番	黒木優子
農業委員	6番	渡邊 恵	農業委員	7番	飯干浩一
農業委員	8番	米倉浩幸	農業委員	10番	太田保義
推進委員	1番	飯干豊昭	推進委員	3番	小笠秀哉
推進委員	4番	興柁千恵美	推進委員	5番	畦池 港
推進委員	6番	小貫峰重	推進委員	8番	木村俊一
- 4 欠席委員 4名
 

会長代理	2番	藤田忠義	農業委員	9番	坂本建吾
推進委員	2番	田中春男	推進委員	7番	渡邊已鶴
- 5 議事内容
  - 議案第16号 農用地利用集積計画の承認について
  - 議案第17号 非農地判断の承認について

事務局長	ただ今から第8回農業委員会を開催します。
議長	（あいさつ後）本日の議事録署名人に3番と4番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。 議案第16号農用地利用集積計画の承認について事務局より説明をお願いします。
事務局	（議案第16号農用地利用集積計画の承認について説明）
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
松本委員	申請地についてですが、受人の自宅から奥にいった所に位置しており、渡人の父親が25年前に体調を崩して以降、今回の受人が現在まで耕作しており、渡人は今後耕作する予定もないため、所有権移転することになったようです。受人が実際耕作しているため特に問題ないかと思えます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。議案第16号農用地利用集積計画の承認について賛成委員の挙手をお願いします。
全員	（全員挙手）
議長	全員挙手ということで承認とします。 次に議案第17号非農地判断の承認についての1番について事務局から説明をお願いします。
事務局	1番と2番は同じ場所にありますので同時にご審議をお願いします。1番の所有者が2筆、2番の所有者が2筆となります。原野及び山林と判断させていただきました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。議案第17号非農地判断の承認についての1番と2番について賛成委員の挙手をお願いします。
全員	（全員挙手）
議長	全員挙手ということで承認とします。 次に議案第17号非農地判断の承認についての3番について事務局から説明をお願いします。
事務局	3番については、合計6筆ありますが、入り口から草が生い茂っており、GPSの関係からドローンを飛ばすこともできなくて、一番手前の1筆しか今回

	は写真がとれませんでした。半年以上前に行ったときには他の5筆も写真がとれた1筆と同じ状況でした。原野として判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いたします。なければ議決を取りたいと思います。議案第17号非農地判断の承認についての3番について賛成委員の挙手をお願いたします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで承認とします。 次に議案第15号非農地判断の承認についての4番について事務局から説明をお願いたします。
事務局	4番以降については、件数が多いのである程度のまとまった箇所毎に審議をお願したいと思ひます。なお、小字と地番の関係や複数の土地を所有している方がいる関係から、議案書の順番どおりとなっておりませんのでご了承ください。字図の中に、議案書の何番の所有者かというのを記載しております。 それではまず1箇所目となります。議案書の4番が1筆で山林、7番が2筆で原野、8番が1筆で原野ということで判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	事務局から説明がありました。1箇所目の4筆について意見のある方はお願いたします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは2箇所目をお願いたします。
事務局	2箇所目は5番が4筆で全て原野と判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	それでは意見のある方はお願いたします。ければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは3箇所目をお願いたします。
事務局	3箇所目は6番が1筆で山林と判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	それでは意見のある方はお願いたします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは4箇所目をお願いたします。
事務局	4箇所目は、4番1筆で原野、5番が1筆で山林、9番が4筆で原野、10番が2筆で原野ということで判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	それでは意見のある方はお願いたします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは5箇所目をお願いたします。
事務局	5箇所目は、4番が1筆で山林、11番が1筆で山林、14番が2筆で原野ということで判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	それでは意見のある方はお願いたします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは6箇所目をお願いたします。
事務局	6箇所目は10番が1筆で原野、12番が3筆で原野、14番が1筆で山林ということで判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは7箇所目をお願いします。
事務局	7箇所目は13番が1筆で原野として判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは8箇所目をお願いします。
事務局	8箇所目は9番が1筆で原野として判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは9箇所目をお願いします。
事務局	9箇所目は17番が2筆で山林として判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは10箇所目をお願いします。
事務局	10箇所目は15番が1箇所で原野、16番が1箇所で山林として判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	それでは11箇所目をお願いします。
事務局	11箇所目は5番が1筆で原野として判断させていただきました。写真では耕作できそうに見えますが、最近まで竹林であり、地面に根が張っているため、耕作は不可能と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ承認ということにいたしますがよろしいでしょうか。
全員	意義なし。
議長	本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。
太田委員	先月の非農地判断の通知があった人から、どう処理してよいかわからないという質問があったのですが、この場合なんと答えたらよいのでしょうか。
事務局	通知書の中に記載はしておりますが、非農地判断の通知書と同封の申請書を持って、延岡にある法務局に行って地目変更登記を行っていただくか、郵送でも受けつけているようですので法務局に郵送していただくこととなります。もしくは、費用が掛かりますが土地家屋調査士に登記をお願いするという方法もあります。ただ、前に一度お話をさせていただいておりますが、非農地判断されたところについては、町長の職権により地目の変更ができるようになっておりますので、本人が登記をしていなくても最終的には地目は変わるようになりますが、基本は飽くまで本人に登記していただければと思います。
太田委員	そのことは言ってよいのでしょうか。
事務局	はい。
太田委員	通知書の中に、その旨の記載がある文書は同封できないのでしょうか。

事務局	町長の職権による地目変更登記の記載についてですが、地目変更登記は基本的に本人がするものであり、それでも変わらない場所について町長職権による変更を行うため、はじめから文書に記載すると、それを当てにすることが考えられるため記載はできません。
太田委員	わかりました。
議長	他にないでしょうか。
飯干(浩)委員	地目を山林とか原野に変更すれば税金も安くなるかと思いますが、法務局で地目変更登記をしないと安くないのでしょうか。
事務局	法務局にて地目変更登記をしていただければ、その情報が役場の税務に来るようになっており、課税地目も変わるようになっております。登記をしなかった場合ですが、登記地目と課税地目は別物であり、固定資産税は現況により課税されるため、場所によっては登記地目が田畑であっても、すでに原野や山林で課税されているところもあるため、登記上の地目を変更してもしなくても課税価格が変わらない場所もあるということもご了承いただければと思います。
議長	他にないでしょうか。なければ終了いたします。
事務局長	以上を持ちまして、第8回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。

議事録署名人\_\_\_\_\_

議事録署名人\_\_\_\_\_